

## 関東大和ハウス OBOG 会カラオケ部会

### 1、会則

#### (名称)

第1条 本会の名称は、「関東大和ハウス OBOG 会カラオケ部会」と称する。

#### (事務局)

第2条 本会の事務局は、関東大和ハウス OBOG 会事務局内に置く。

#### (目的)

第3条 本会はカラオケ部会活動を通じて会員の健康維持（特に認知症防止に効果）、会員同志の交流を図ることでシニアライフを共有する事を目的とする。

#### (会員資格)

第4条 関東大和ハウス OBOG 会員とし性別、経験、年齢を問わない。

#### (会員の責任)

- 第5条
- 1、会員は自己責任において行動し、当会は活動時等の事故責任は負わない。
  - 2、会員は他の会員が快適に唄い易い様に努める。

#### (入会)

第6条 会則等活動趣旨を把握し、関東大和ハウス OBOG 会事務局に入会したい旨を伝え、入会申込書の提出をもって入会とする。

#### (退会及び資格喪失)

- 第7条 本人からの申請があればいつでも退会できる。次の各項の一つに該当する場合は資格喪失する。
- 1、本人が死亡した時
  - 2、本人の申し出により退会した時
  - 3、本会の活動趣旨に反する言動、行動があり会員の過半数以上の賛同をえた時

#### (役員)

第8条 部会長

- 1、会員の中から選任され、任期は1年とし再任を妨げないが、会員の意向あるいは本人の申し出により退任する場合、当該年度末をもって役務を引き継ぐものとする。尚、次年度からの活動に支障をきたさない様、会員の中から新たに部会長を選任する。
- 2、会員情報の管理、部会活動の手配、会員への案内、関東大和ハウス OBOG 会役員会、総会の出席、会報誌「絆」への年2回活動報告等の役務を負う。
- 4、会員の「持ち歌リスト」の管理を負う。

#### (カラオケ会場)

第9条 カラオケ会場

- 1、ビックエコー新橋鳥森口
- 2、一部で8人室を2室に分かれて2時間
- 3、二部でその後入れ替えを行い2時間

#### (会費等)

第10条 年会費は徴収しないが、カラオケ費用、懇親会費用等は実費を徴収する。